

私病協発21-445
京療協発21-015
平成21年10月2日

民主党介護保険担当部局 御中

社団法人京都私立病院会合

会長 真鍋克次

京都療養病床協会

会長 清水 純



介護療養型医療施設の廃止に関する要望書

貴党におかれましては、政権交代後、新型インフルエンザ対策等日々の厚生労働業務にご多忙なこととご推察申し上げます。

さて、9月28日のメティファクスに「介護療養病床を医療療養病床に一本化する方針は政権交代しても変わらない」、「介護療養病床を2011年度末までに全廃する政府方針は変更しない」との記事が掲載されました。

ところで、貴党のマニフェストでは「当面、療養病床削減計画を凍結し、必要な病床数を確保する。」と明記されております。また、貴党の医療政策集では、「現在の療養病床は居住施設への転換を図りつつ、急性期病床から亜急性期病床へ、亜急性期病床から療養病床への転換を図りながら、総枠としての療養病床38万床を維持しなければなりません。」ということであり、「介護療養病床全廃」という記載は一切ありません。さらに、平成20年2月28日に貴党・社民党・国民新党・共産党の四党共同で衆議院に提出されました後期高齢者医療制度廃止法案には、介護療養型医療施設を平成24年3月31日をもって廃止することとする改正規定を削除することが盛り込まれています。

医療療養病床では、現在の医療区分1の診療報酬は経営が成り立たない設定になっております。医療区分2や3は、ごく限られた疾患・状態や医療処置が必要な患者であり、それ以外の患者は一律に医療の必要性が低いと判断されます。介護療養病床では医療区分ではなく、医師による医学的判断と要介護度で入院を判断するため、医療区分に当てはめた場合、相当数が医療区分1に該当すると考えられます。介護療養型医療施設が廃止され、介護療養病床が医療療養病床に転換すれば、医療区分1に該当する患者の行き場がなくなり、多くの医療難民・介護難民が出ることになります。従って、医療区分1であるために入院ができない患者の受け皿として、医療も介護も提供できる介護療養病床は必要あります。

貴党のマニフェストで療養病床削減の凍結をお取り上げ頂きましたことは誠にありがたく存じますが、更に踏み込んで、当協会が主張する介護療養型医療施設の廃止の撤廃を含めた療養病床削減計画の撤廃を是非実現して頂きますよう強く要望いたします。

以上